

# 遠隔手話通訳等サービスをご利用ください！

## 窓口用タブレットによる 遠隔手話等通訳等サービス

窓口用タブレットによる遠隔手話通訳、音声言語の文字化及び筆談の各サービスを利用できます。



筆談



職員は音声認識、利用者は筆談

手話



ビデオ通話で手話通訳

音声認識



職員の音声を文字化

### サービス提供場所

- ・本庁舎、第一分庁舎、第二分庁舎、第二分庁舎分館及び第二分庁舎分館分室の各課窓口  
※福祉部障害者福祉課に設置されたタブレット端末を共用
- ・各特別出張所
- ・視覚障害者・聴覚障害者交流コーナー

### サービス利用時間

各施設の開庁時間

※視覚障害者・聴覚障害者交流コーナーは午前10時から午後5時まで

※本事業は「新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例」を推進するため、令和3年1月4日より実施しています。

## ご自身のスマートフォン等による 遠隔手話通訳サービス

来庁者ご自身のスマートフォンで区有施設窓口にて用意されたQRコードを読み込むことで、遠隔手話通訳サービスを利用できます。  
※接続に係る費用（通信料）については、来庁者の負担となります。



①QRコードを各施設窓口で読み取り



②ビデオ通話で手話通訳

### サービス提供場所

- ・QRコードを設置している各課及び区有施設窓口

### サービス利用時間

各施設の開庁時間

※午前8時30分以前、午後9時以降をのぞく

